

評議員、理事及び監事報酬規程

(平成24年4月1日)

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人高度情報科学技術研究機構(以下「本財団」という。)定款第17条第1項及び第35条第1項の規定に基づき、評議員、理事及び監事の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第13条に定める評議員をいう。ただし、評議員は、すべて非常勤とする。
- (2) 理事とは、定款第29条第1項第1号に定める理事をいう。
- (3) 常勤理事とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の理事をいう。
- (5) 監事とは、定款第29条第1項第2号に定める監事をいう。ただし、監事は、すべて非常勤とする。
- (6) 役員等とは、評議員、理事及び監事を併せていう。
- (7) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の種類)

第3条 本財団は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、評議員会への出席等に対して評議員手当を支給する。
- 3 常勤理事には、本給を支給する。
- 4 非常勤理事には、理事会への出席等に対して非常勤理事手当を支給する。
- 5 監事には、理事会等への出席及び監査の職務執行に対して監事手当を支給する。
- 6 役員等には、賞与を支給しない。
- 7 常勤理事の退職に当たっては、退職金を支給することができる。

(報酬等の支給基準)

第4条 評議員手当は、定款第17条第1項において定められた各事業年度の総額の範囲内において、別表1に定める額とする。

- 2 各理事の報酬等は、各事業年度の総額3000万円(ただし、退職金は除く)の範

囲内において、常勤理事の本給については、別表2の本給月額を上限として当該理事の役職、職務、勤務日数等を勘案して理事会で決定する。また、非常勤理事手当は、別表3に定める額とする。

- 3 監事手当は、各事業年度の総額50万円の範囲内において、別表4に定める額とする。

(常勤理事の退職金)

第5条 常勤理事が退任し、解任され、又は在任中に死亡した場合の退職金は、別表5に定める額とする。ただし、常勤理事定款第34条第1項第1号の規程により解任されたときは、当該理事には退職金を支給しない。

- 2 在職期間の年数の計算については、選任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1ヵ年に満たない端数を生じたときは、月数が6ヶ月未満のときは0.5年とし、6ヶ月以上のときは1年とする。
- 3 常勤理事が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の理事に選任されたときは、その者の退職金の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第6条 常勤理事の本給は、毎月18日に支給する。ただし、当該日が休日にあたるときは、その前日においてその日に最も近い休日でない日とする。ただし、特別な事情がある場合には、支給日を変更することができる。

- 2 評議員手当、非常勤理事手当及び監事手当は、評議員会又は理事会への出席等の都度支給する。
- 3 常勤理事の退職金は、予算その他の特別な事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から1箇月以内に支給する。
- 4 役員等の報酬は、法令に基づき役員等の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を直接役員等に支給する。

(新たに常勤理事となった者の報酬)

第7条 月の中途において、新たに常勤理事に選任された者に対する選任当月分の報酬については、第4条に規定する額を当該月の休日以外の日数で除して得た額に、その者が常勤理事となった日から月の末日にいたるまでの休日以外の日数を乗じて得た額を支給する。

(常勤理事でなくなった者の報酬)

第8条 常勤理事が月の途中において退職したときのその当月分の報酬は、日割計算によって支給する。ただし、常勤理事が死亡したときのその当月分の報酬は、第4条に規定する額の全額を支給する。

(端数の取扱い)

第9条 この規程の定めるところによる報酬等の計算において生じた円未満の端数は、切捨てるものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2. 平成24年3月31日に財団法人高度情報科学技術研究機構（以下「旧財団」という。）に在任する常勤理事であって、平成24年4月1日以降引き続き本財団の常勤理事となった者の在任期間については、その者の旧財団の常勤理事としての在任期間を本財団の常勤理事としての在任期間とみなす。
3. 役員報酬規程（平成9年4月1日）及び役員退職金規程（昭和56年8月1日）は廃止する。

別表 1 評議員の報酬（第4条第2項関係）

評議員手当の額は、評議員会への出席等の都度1回2万円とする。

別表 2 常勤理事の報酬（第4条第2項関係）

本給は月額とし、以下の表のとおりとする。

役 職	本給月額（上限）
理事長	850,000円
専務理事	800,000円
常務理事	750,000円

別表 3 非常勤理事の報酬（第4条第2項関係）

非常勤理事手当の額は、理事会への出席等の都度1回2万円とする。

別表 4 監事の報酬（第4条第3項関係）

監事手当の額は、理事会への出席等の都度1回2万円、監査の職務執行の都度1回3万円とする。

別表 5 退職金（第5条第1項関係）

退職した常勤理事に支給する退職金は、次の算式により算定した額とする。

在職最終本給月額×在職期間（年）